

昭和35年8月25日



区政のお知らせ

足立区役所

第116号

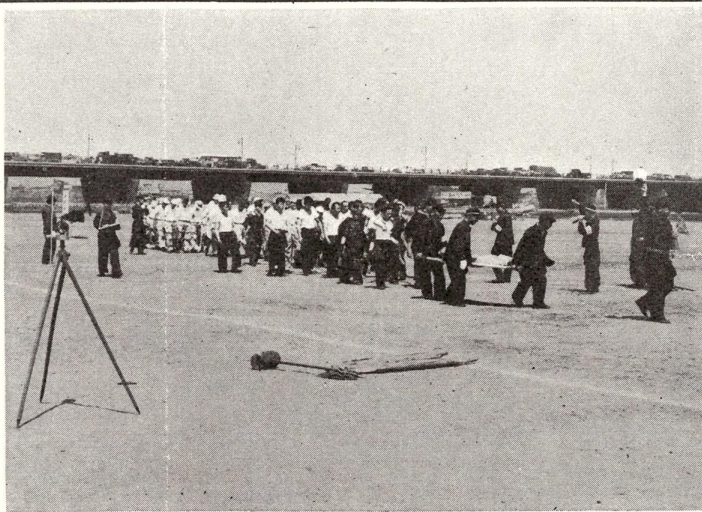
(特集・台風備えて)

行 50
足立区千住1の50
東京都足立区役所
長谷川 久 勇
集 係
総務課係係
電話 表 2151
安 藤 雄 雄
印刷
株式 巧文社(織田)

写真は避難誘導訓練

(八月六日)

台風シーズンを目前にひかえ、風水害警備計画の一環として、足立区役所と千住、西新井両警察署では千住新橋区営グラウンドに市街地を仮設して避難誘導訓練を行った。この日は、区内町会自治会、水防団、工業会、商店会等の代表七〇〇名を招き、千住、西新井両警



文習員の行う避難命令伝達訓練、避難誘導訓練を参観させた。

先ず、両警察署長の指揮によつて、台風来襲前の病人子供婦女子を避難させる第一計画避難、危険な事態にふさわしい第二次緊急避難訓練、屋上にとりこまれた人々を救ふ第三次収容避難訓練と、伊勢湾台風を参考に土手上の参観者に説明し、注意と心得を与えた。

台風を備えて

水害をどう防ぐか

私達は町の状況をよく知り
少しでも災害を防止しましょう

また今年も台風がやってきました。十、十一と相次いで日本を襲つてきています。この台風は、何時私達の頭上にくるかわかりません。そこで当区は、各関係官公庁と協力して万全を期し、いろいろ準備をしておりませんが、区民の方々の御協力がなければ、この災害を防止することは不可能です。

この「区政のお知らせ」一一五号(七月号)でも台風についていろいろ御注意しておきましたが、なほ一層の御協力を願うために、川の現況などをお知らせし、特に避難にあつての御注意を特集しました。

これが足立区を流れる川だ

川の現況をよく知つておこう

一、荒川

荒川(隅田川)は岩淵水門(北区)で洪水量を調整しますので、上流からくる洪水の危険度は極めて少ないのですが、異常高潮による危険が非常にあります。この高潮を防ぐための護岸は現在、豊島橋より上流約三〇〇メートル余が昨年応急に作り直した仮設護岸のまゝであるほかは完了しています。しかし昭和三十三年十二月(狩野川)台風の襲撃、岩淵水門の量水標はA・P・(四四・二〇メートル)を示していました。(荒川護岸の築造はA・P・(四四・〇〇メートル)である。)近年地盤沈下の増加で、あることを考えますと、荒川の護岸の高さは全面的に要慮すべき状態にあります。

二、荒川放水路(新荒川)

この放水路には、特に危険と認められる箇所はありませんが、従来から御原町あたりの土手に弱い所があるようにいわれていますので、水上警戒を要します。また、この放水路で目下、建設省が堤防のかさ上げ工事と川のなかの護岸工事を遂行していますが、完成までは数カ年を要するものと思われ、また、この放水路について水上特に注意しなければならぬことは、上流にある熊谷及び古谷地点の増水状況を的確に把握し、これに備える水防態勢が必要です。

三、綾瀬川

綾瀬川は、江戸川の流れをくみ、また利根川と地勢上密接な関係があります。

災害救助法とはどんな法律か

一、災害救助法を実施するのは

この法律による救助は、市町村(区)を単位にその適用地を指定して行い、災害をうけた市町村(区)に属する都道府県の知事が、国の機関としての立場で責任をもつて指揮します。そして災害地の市町村(区)長は、知事の補助として救助の第一線の仕事に当たります。

二、災害救助法の適用は

(一)足立区の災害の場合当区は、人口三十万以上であるので、一五〇世帯以上が被災した場合に適用される。

(二)都の地域の一部が広範囲に(東京都及び(一〇〇)万以上の世帯から二五〇世帯以上被災した場合に適用され、この時は足立区に適用され、被災者が発生した場合、足立区も適用される。

(三)全部にわたつて極めて大規模な災害をうけた場合(東京都が二〇〇〇世帯以上の被災者を出した時は極めて大規模な災害をうけた場合と見做す)足立区が被災者を出さないでもこの法の適用を受けま

す。被災世帯とは

足立区内におけるこの河川の特徵は、下流からくる高潮の影響が極めて大きく、したがって従来から高潮に対しては危険でした。

昭和三十三年の狩野川台風の時は、あつた二十五センチメートルで護岸を越してしまふほど潮の高さが上昇して、危機に傾き、また数カ所水がもつてきたような実状です。この川は、足立区では最も警戒しなければならぬ状態にあるといえます。したがって昨年、度々常盤線の上流の左岸の一部にかさ上げ工事が進められていますが、嘉平橋まで左右両岸共至急かさ上げの必要が痛感されます。

又この地域の地盤沈下は、最近特にひどくなつてきています。綾瀬新橋西詰(測量の基準番号16)では昨年中に二〇センチメートル沈下しています。

狩野川台風以来すでに二カ年を経過した今日、この地盤沈下を考えると、堤防の取扱いに十分注意を要します。次にこの川の放水路に当つては、増玉堤越ヶ谷地点における荒川の増水状況に注意し適切な水防活動が必要であります。

四、中川

中川もまた江戸川の流れをくむ河川であり、直接利根川との連絡はありませんが、地勢上からみて利根川の支川とも考えられます。当区に接している部分は、特に危険と認められる箇所はありませんが、河の流れが足立区寄りになつてくる関係で、二十二年キヤスリン台風で決壊した佐野町付近の川の中の護岸が古くなつたため一部腐つていまして、十分な警戒を要します。

なお、上流の増玉堤下では局所的に弱体力所があるようにいわれていますが、下流に位置する当区と

しては、これら上流地点の状況について、十分注意を払う必要があります。

五、管内排水施設の状況

御承知のように足立区の地盤沈下は年々著しくその度を加へ、昭和三十一年度から同三十三年度にわたつて、東京都技術研究所が測定したところによりますと、年平均六十五、八センチメートルの地盤沈下しているため、当区の自然排水はいよいよ困難となり、最近ではなんでもない時でも排水機に頼らなければならぬ実情です。従つて戦後は排水場の新設と増設に努力して逐次整備してきてきたので、現在運転操作中の排水場は、仮排水場を含めて二十二カ所、この総排水量は毎分二九四立方メートル(シ)の排水能力を有しております。しかし残念ながまだ浸水地区の完全排水を期するまでには至りませんので排水場の新設やポンプの増強については都へ強く要請し、遂次これを改善するよう努力してはいますが、現状では、なお数年かゝる見込です。

また当区の水害の原因となりやすい見込用水の余剰排水処理のため行つてゐる毛塚堀修工事もその大半を完了したといえ、また完成には至つていません。

以上が管内の主要河川並びに排水場の現況です。山岳洪水源としての直接の河川、即ち利根川及び荒川の二大河川に挟まれてる当区の地勢は、水上に極めて重要で

管内の主要河川は、戦後逐次増補工事が行われ、改修されていまして、災害に限りなく、現在の河川状態では決して安全とはいへません。災害を防止し、又は災害を最少限に抑へるためには、どうしても水防活動に期待する以外に方法がないといふことが現在の現状です。

避難所の費用 野外仮設の場合 一人一日五円二五銭以内
②避難者の炊出しその他の食品の供与は、主食費、副食費、燃料費 一人一日五円以内
食料を与へる期間は、災害発生の日から六日以内
③被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与
被害の実情によつて次の品目を給与又は貸与する。
寝具、外衣、肌着、身繕品、炊事用品、食器、日用品、光熱材料
④医療は、災害発生の日より十四日以内
助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内
⑤生業に必要な資金の貸与 一件一万二千円以内、二年間無利
⑥小中学校児童生徒に学用品の給与

以上が災害救助法のあらましです。(一般に無関係な事を除く)

A・Pとは沿岸島量水標準客位で東京都の河川の水の高さを測る基準としています。

(海抜)より一メートル一三・四センチ低いものです

A・P

位(海抜)より一メートル一三・四センチ低いものです

